

佐賀県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月3日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

佐賀県公安委員会規則第5号

佐賀県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県暴力団排除条例施行規則（平成23年佐賀県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後						
（報告又は資料の提出の方法） 第5条 条例第26条第1項の規定による報告又は資料の提出（以下「報告等」という。）は、書面によらなければならない。ただし、<u>同項</u>の規定による報告について、公安委員会が認めたときは、口頭によることができる。 2 略 様式第1号（第5条関係） （表） 略 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第26条第1項の規定により、次のとおり報告又は資料の提出を求めます。 <table><tr><td>略</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>略</td></tr></table> 注 略 備考 略 （裏） 略 様式第4号（第7条関係）	略	略	略	（報告又は資料の提出の方法） 第5条 条例第26条第1項<u>又は第4項</u>の規定による報告又は資料の提出（以下「報告等」という。）は、書面によらなければならない。ただし、<u>同条第1項又は第4項</u>の規定による報告について、公安委員会が認めたときは、口頭によることができる。 2 略 様式第1号（第5条関係） （表） 略 佐賀県暴力団排除条例（平成23年佐賀県条例第28号）第26条第1項<u>又は第4項</u>の規定により、次のとおり報告又は資料の提出を求めます。 <table><tr><td>略</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>略</td></tr></table> 注 略 備考 略 （裏） 略 様式第4号（第7条関係）	略	略	略
略							
略							
略							
略							
略							
略							

改正前	改正後
(表)	(表)
略	略
(裏)	(裏)
略 (罰則) 第35条 第26条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは<u>同項</u>の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は<u>同項</u>の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。	略 (罰則) 第35条 第26条第1項<u>若しくは第4項</u>の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは<u>同条第1項若しくは第4項</u>の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は<u>同条第1項</u>の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。